

【3. その他の規則（規程）－①】

理事の選任に関する規程

※ 定款第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の選任）

第1条 理事は、札幌地区5名、石狩地区1名、大学代表1名、同期代表1名の8名とし、総会で選任する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

理事のメンバー

<別表> 理事の選出について （8名）

地区選出	札幌 ----- 5	⇒	代表理事（会長） ----- 1
	石狩 ----- 1		副会長理事 ----- 2
同期代表	70歳以上から 1		専務理事（業務執行理事） --- 1
大学代表	1		理事 ----- 4